

令和 6 年度集団指導講習会資料の修正について（令和7年2月修正）

	サービス種別	ページ	修正箇所	修正前	修正後
1	居宅介護支援	34	【市町村への紹介】 4 暫定ケアプランを作成し、本 ケアプランを作成した場合 ②本ケアプラン第2表の目標等 の期間の取り扱いについて	②本ケアプランの第2表の目的等の期間は 本ケアプランの認定有効期間初日を開始日 とすること。	②本ケアプランの第2表の目標等の期間は <u>暫定ケアプラン(※)の開始日とすること。</u> ※暫定ケアプラン作成のためにサービス担当者会議 が行われ、本人又はその家族のサインをプラン開始 前にいただいているもの
2	居宅介護支援	55	入院時情報連携加算	○入院時情報連携加算（Ⅰ）：200単位／ 月 ○入院時情報連携加算（Ⅱ）：100単位／ 月	○入院時情報連携加算（Ⅰ）： <u>250</u> 単位／ 月 ○入院時情報連携加算（Ⅱ）： <u>200</u> 単位／ 月
3	地域密着型通所介護	45	7 認知症加算 【算定要件】 ②認知症の者の占める割合	認知症の者の占める割合が100分の20以上 であること。	認知症の者の占める割合が100分の <u>15</u> 以上 であること。